

福祉バスの利用に関するガイドライン

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の防止と福祉バスの利用の両立を図るために、福祉バスの利用に関する基本的な考え方を示すものです。

なお、今後、新型コロナウイルスに関して状況の変化が生じた場合には、本ガイドラインを見直すことがあります。

また、本ガイドラインは福祉バスのパンフレット『福祉バスのご案内』に優先して適用されます。

1. 基本的な感染症対策として皆さまにお願いしたいこと

- ①発熱や咳などの症状がある方は、外出をせず自宅で静養してください。
- ②こまめな手洗いや手指の消毒を心がけましょう。
- ③マスクの着用は個人の判断ですが、場面に応じたマスク着用が推奨されます。

2. バスでのご移動

- ①用意された消毒液で手指を消毒してから乗車してください。
- ②バス車内でのマスク着用は個人の判断ですが、身体的距離が近くなる場合や会話をする場合は、マスク着用を推奨します。
- ③移動中の飲食はお控えください。（熱中症対策として持参された飲料水等で水分補給をしていただくことは差し支えありません。）
- ④飛沫を防ぐため、大きな声で会話をしないよう心がけましょう。
- ⑤長時間の移動になる場合、適宜窓を開けるなど換気を行ってください。

3. 見学先について

- ①見学先の利用ガイドライン等に必ず従ってください。見学施設によっては見学条件が異なる場合があります。
- ②マスク着用に関しては見学先のルールに従ってください。
- ③昼食の前は手洗いを行ってください。会場に消毒液があれば手指の消毒も行いましょう。

4. 代表者の方へ

(1) 定員について

バスの定員数を以下のとおり変更します。

- | |
|----------------------------------|
| ①リフトバス 定員11名+車いす2名 → 定員21名+車いす2台 |
| ②中型バス 定員22名 → 定員45名 |

(2) 利用者の把握について

事前に提出している利用者名簿に変更がある場合は、その都度新しい名簿を提出するとともに、当日の利用者に変更があった場合も事後に必ず名簿を提出してください。
また、利用者名簿は各団体で2週間保管してください。

4. 適用期間

本ガイドラインの適用は令和5年9月1日から当面の間とし、状況に変化があった場合には、必要に応じて見直すものとします。